

ねんきんコーナー



会社員や公務員に扶養されている配偶者の年金制度が改正されました！

平成25年7月1日から会社員や公務員に扶養されている配偶者の年金制度が改正されました。

会社員や公務員の夫(妻)が退職した際に、国民年金の切り替えの手続きが遅れたり、または漏れていたため、国民年金保険料が未納となっている配偶者が手続きをすることによって、年金の受け取りが可能になったり、年金額を増やすことができる場合があります。

原則として20歳から60歳までのすべての方が「年金」に加入することになっていますが、会社員や公務員に扶養されている配偶者は、保険料を納める必要はありません。ただし、会社員や公務員の夫(妻)が退職した場合や、配偶者自身の年収が増えたときなどは、変更手続きをして、保険料を納めなくてはなりません。この手続きが2年

以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

このような方は手続きをするこ
とにより、「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができますようになり、無年金や年金の減額を防ぐことができます。そして、老齢基礎年金だけではなく、万一の時の障害年金などの受給権の確保にもつながります。

また、平成27年4月から3年間、過去10年分までさかのぼって保険料を納付することができます。保険料を納めることにより、年金額が増えます。

※この他に、国民年金の納め忘れがある方は、平成24年10月から平成27年9月まで、時効になった保険料を過去10年分までさかのぼって納付できる特例措置があります。詳しくは先月の広報をご覧ください。

●ご存知ですか？

国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則として25年以上必要ですが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限ります。）

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。



「年金相談」のご案内

日本年金機構幡多年金事務所では、3力月に1度、出張年金相談を行っています。

なお、相談には、年金手帳（年金証書）や、本人確認のため、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書が必要です。

また、代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状が必要です。

日時 10月17日(木)

午前10時～正午

午後1時～3時

場所 黒潮町役場 佐賀支所

町民室(1階)

○お問い合わせ

黒潮町役場

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800(直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701(直通)

日本年金機構幡多年金事務所

☎ 34-1616